

## 消防職員の避難訓練立会い、防火対象物及び危険物施設への立入検査を

### 再開します！

新型コロナウイルスの影響により一時実施を中断しておりました、消防職員の避難訓練への立会い、防火対象物及び危険物施設への立入検査を令和4年6月1日から再開いたします。

#### ◎消防職員の避難訓練立会いについて

各事業所において消防計画に基づき避難訓練を実施される際、消防職員が避難訓練現場に立会いさせていただきアドバイス等をさせていただきます。ご要望がありましたらお気軽にお問い合わせください。

また、訓練用消火器のみの貸出しも可能ですのでお問い合わせをお願いします。

#### ◎防火対象物及び危険物施設の立入検査の実施について

消防法第4条及び同法第16条の5の規定に基づき、消防職員が防火対象物（店舗、工場等）や危険物施設に立ち入りさせていただき、火災予防に支障のないように建物や消防用設備等の維持管理がされているかを確認させていただきます。

なお、原則としてお伺いする予定の数日前に消防職員がお電話にて日程調整をさせていただきますので、火災を1件でも少なく出来るよう立入検査へのご理解とご協力をお願いします。

#### 【問合せ先】

燕・弥彦総合事務組合消防本部 予防課

TEL：0256-92-1122